

犬山市立東小学校 いじめ防止基本方針

【いじめ】とは、児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。学校は、保護者、地域、関係機関と連携し、いじめ防止に向けて取り組んでいきます。

いじめ防止対策の3本柱

いじめの未然防止の取組	いじめの早期発見の取組	いじめに対する措置
○ 児童同士が、互いに認め合い、ともに成長する学級づくりを進めます。 ○ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感や自己有用感を育む授業づくりに努めます。 ○ 学校の教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、豊かな心の醸成に努めます。 ○ 保護者や地域の方への啓発に努め、連携していじめ防止に取り組めます。 ○ 情報モラル教育を推進し、児童がネットいじめの加害者や被害者とならないよう継続的に指導します。	○ アンケートや教育相談を実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努めます。 ○ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整えます。 ○ 定期的に開催するいじめ不登校対策委員会や情報交換会において児童の様子や変化を報告し合い、児童理解に努めます。 ○ 特別支援教育支援員と常に連携し、問題の早期発見に努めます。 ○ 適応指導教室や児童相談センター、いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が悩みや心配事を相談しやすい環境を整えます。	○ いじめ発見や通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応します。 ○ 必要に応じて問題対策チームを立ち上げ、問題の解決を図ります。 ○ スクールカウンセラー等の専門家や警察署、児童相談センター等の関係諸機関との連携のもとで取組を進めます。 ○ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見逃ごさない、生み出さない集団づくりを進めます。 ○ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して取り組みます。

【いじめ・不登校対策委員会の設置】

- 「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの兆候や懸念、児童からの訴えを、担任等特定の教員だけで抱え込むことのないよう組織として対応します。
- 全教職員で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加えます。

【重大事態への対応】

- 重大事態とは、いじめによって児童が以下のような被害を被ったときをいいます。
 - ・ いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告して対応します。
- 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応し、結果を被害児童、保護者に対して適切に情報を提供します。

【学校の取組に対する検証・見直し】

- いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への「学校評価アンケート」を実施し、いじめに関する取組を検証するとともに、必要に応じて見直しを図ります。